

2022(令和4)年度「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進協議会 開催要項

1. 目 的 「浄土真宗のみ教え」についてのご親教に学び、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に向け、門信徒と僧侶が積極的に現実の課題と向き合い、協議することを目的とする。
2. 開催期間 2022(令和4)年度内の開催とします。
(協議会開催計画は、可能な限り9月30日までに策定すること)
2. 開催場所 組内寺院、教務所(別院)、その他
3. 参加対象者 組内門信徒(門徒推進員、教化団体役員等)、僧侶、寺族。
4. 内 容 (1)「浄土真宗のみ教え」についてのご親教からの学び。
(2)「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)宗門重点プロジェクトの実践目標〈貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～〉一子どもたちを育むために一について、自らの課題とすべく、具体的内容を協議する。
(3)宗門重点プロジェクトの実践目標における現場の具体的な課題を共有し、教区、組の実践運動推進委員会へ提言する。
(4)教区独自の協議事項
① 仏教壮年活動や組織教化活動活性化に向けた協議
② 「人生儀礼」の具体的な開催に向けた協議
※当該協議会は各組での開催を原則とするが、地域的な諸事情を考慮し2組・3組と合同で開催することもできる。
5. 事務手続き (1)組は開催後1ヵ月以内に教区へ「開催報告書《様式②》」を提出する。
・開催報告書については合同開催の場合も、必ず各組より提出のこと。
・2023(令和5)年3月末日までに提出のこと。
(2)教区は組より提出された開催報告書を取りまとめのうえ門信徒教化部へ提出する。また開催報告書を教区にて複写し、各組に配布し、共有する。
6. 助 成 金 開催組へ1組あたり2万円を交付する。
※開催助成金は1回に限り交付する。

7. プログラムの基本日程(例)

時間配分	プログラム	配役
5 分	開会式	
1 0 分	協議会のねらい	組長
3 0 分	問題提起	問題提起者
6 0 分	班別話し合い（班別協議）	司会者・記録者
7 0 分	班発表	座長 問題提起者
	全体協議（意見交換）	
	まとめ	
5 分	閉会式	

※適宜休憩

8. 事務手続き
- (1) 事務手続上、開催日から 1ヵ月以内 に組長印押印のうえ、教区へ「報告書（様式②）」を2部提出する。
 - (2) 特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出のこと。
 - (3) 報告書は合同開催の場合も含めて、各組より提出のこと。
 - (4) 開催日より2ヵ月を超えて報告書を提出された場合は、助成金は交付できません。
 - (5) 開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、当年度配布分を利用のこと。

以上